

平成30年度林野庁補正予算  
「クリーンウッド」利用推進事業のうち  
**追加的措置の先進事例収集事業**  
**調査結果報告会**

2020年3月4日

**IGES** 公益社団法人 地球環境戦略研究機関  
 一般社団法人 日本森林技術協会  
**JLRA** 一般社団法人 全国木材検査・研究協会

### 【調査概要】

#### 1. 目的

木材関連事業者が「クリーンウッド法」に基づく合法性確認を行うにあたり、追加的措置として追加的情報収集が必要となるときに効率的な情報収集ができるようリスク低減に係る先進事例の情報収集を行う。

#### 2. 主な調査内容

- ① 木材需給及び森林認証取得の状況把握。
- ② 木材の生産、流通及び貿易に係る法令に係る情報の収集。
- ③ リスク低減のための取組事例の収集。

3. 調査対象国

- |          |                |
|----------|----------------|
| ■ スウェーデン | ■ フィンランド <生産国> |
| ■ ドイツ    | <生産国・消費国>      |
| ■ オランダ   | ■ 英国 <消費国>     |

4. 調査実施年月 2019年9月

5. 日本の国別林産物輸入額 (2018年) (H.S. 44類)

	スウェーデン	フィンランド	ドイツ	オランダ	英 国
輸入額	305億4,312万円	511億4,796万円	85億6,229万円	3億4,627万円	4億969万円
日本の主要輸入品目	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 針葉樹製材品</li> <li>■ LVL</li> <li>■ 加工材 (H.S. 4409)</li> <li>■ 構造用集成材</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 針葉樹製材品</li> <li>■ 構造用集成材</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 針葉樹製材品</li> <li>■ 切削板・OSB</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 針葉樹製材品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 樽・桶</li> </ul>

## 調査対象国における EU木材規則の導入

## 1. 木材の合法性を確保するための制度

－EUTR (EU Timber Regulation : EU木材規則) －



### 第1条 目的

EU域内市場に最初に木材・木材製品を出荷する事業者（Operator）の義務及び取引業者（Trader）の義務を定める。

### 第2条 定義

(略)

### 第3条 FLEGT及びCITESの対象となる木材・木材製品

#### (1) 対象物品 (H.S. Code)

- |        |        |        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ■ 4401 | ■ 4403 | ■ 4406 | ■ 4407 | ■ 4408 | ■ 4409 |
| ■ 4410 | ■ 4411 | ■ 4412 | ■ 4413 | ■ 4414 | ■ 4415 |
| ■ 4416 | ■ 4418 |        |        |        |        |

- 第47類・第48類の内、竹原料及び再生品を除くパルプ及び紙。
- 第94類の内、木製家具及びプレハブ建築物。

#### (2) 適用除外 (次に掲げるものは、合法的に伐採したとみなす)

- FLEGT VPA締結国（及び地域）で生産された木材・木材製品。
- EC規則No 338/97（『野生動植物の種の保護に関する取引規制』）のA、BまたはCに掲げられた種に属し、同規則及び施行規定を遵守した木材。

### 第4条 事業者 (Operator) の義務

- 違法伐採木材の市場出荷禁止。
- デューデリジェンス実施義務。

### 第5条 トレーサビリティに係る義務

取引業者 (Trader) に次の義務を課す。

- サプライチェーン全体のサプライヤー（事業者及び取引業者）の特定。
- 納品先の取引業者の特定。
- 文書保管及び管轄官庁への情報開示。

### 第6条 デューデリジェンスシステム (DDS)

事業者が実施。 DDSの要素として次を規定。

- 商品の出荷に係る情報へのアクセスを提供する措置及び手続き。
- リスク評価手順。 ■ リスク低減手順。

### 第7条 管轄官庁 (Competent Authorities)

加盟国は、一つまたは複数の管轄官庁を指定してECに通知。

### 第8条 監視団体 (Monitoring Organization)

- 監視団体の役割。 ■ 監視団体の認証行為。
- 管轄官庁による検査。 ■ 監視団体の認証取消行為。

### 第9条 監視団体リスト

監視団体リストを公表。



## 第10条 事業者への検査

管轄官庁は、事業者の第4条及び第6条が規定する要件の遵守について、  
**リスクベースアプローチ**によるDDSの手続き、運用及び記録の検査。

## 第11条 検査記録

(略)

## 第12条 協力

(略)

## 第13条 技術支援、指導及び情報交換

(略)

## 第14条 附属資料の修正

(略)

## 第15条 委任の行使

(略)

## 第16条 委任の撤回

(略)

## 第17条 委任法への異議

(略)

## 第18条 委員会

(略)

## 第19条 罰則

- 加盟国への本規則の違反に適用する罰則規定設置義務及び罰則規定実施のための措置。
- 木材製品の押収。
- 業務停止措置。

## 第20条 報告

(略)

## 第21条 施行及び適用の期日

- 歐州連合官報掲載後20日目に施行（2010年11月12日官報公布）。
- DDSの均一実施のための細則、管轄官庁設置及びECへの通知並びに監視団体の認証及び管轄官庁の監視団体への検査の細則は、2010年12月2日施行。
- その他の事項は、2013年3月13日施行。

※適用対象国は、EU加盟国及びEEA（European Economic Area）諸国（ノルウェー、リヒテンシタイン及びアイスランド）。

## 2. EU TR実行体制の概要

### 欧州委員会

加盟国に政策フレームを提供  
(加盟国は法令及びEU TR実行体制を整備)



### 【加盟国への要求事項】

- 管轄官庁の設置。
- 罰則規定の制定。

★体制が異なる国に共通の政策フレームを提供

#### 【政体の例】

EU (32か国) + EEA (3か国)

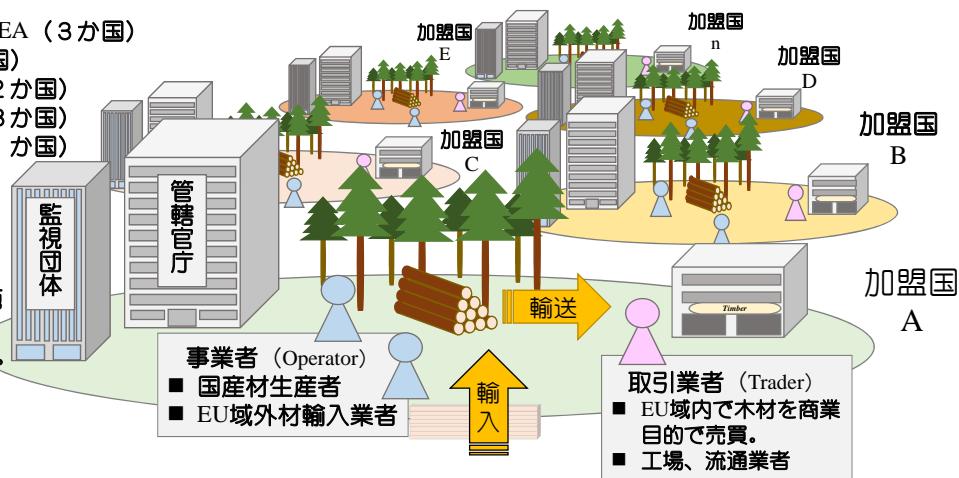
= 共和制 (20か国)

+ 連邦共和制 (2か国)

+ 立憲君主制 (8か国)

+ 議会君主制 (1か国)

★加盟国別に社会的経済的状況及び行政機構が異なるので、国別にEU政策の実施体制や実行方法の詳細が異なる。



## 3. EU加盟国におけるEU TRの運用体制



### 管轄官庁

- EU TR運用に責任を負う官庁

（事業者の義務履行を確認）  
リスクベースアプローチ検査

検査監督

通報

協力

### 監視団体

- DDSの管理・評価・提供
- ECが加盟国と協議し認証

DDS提供・適正利用確認

情報提供要求

情報提供

### 協力機関 (例)

- 森林管理・国産材生産所掌機関
- 税関
- その他EU TR運用・監督業務担当機関

※DDS = デューデリジェンスシステム

**事業者 (Operator)**  
木材をEUに出荷  
■ 国産材生産者  
■ EU域外材輸入業者

**DDSの設置**  
■ 自社開発  
■ 監視団体提供

**取引業者 (Trader)**  
■ 商業活動としてEU域内市場に出荷された木材製品を域内で売買  
■ トレーサビリティ実施義務

## 4. DDSに含まれる要素



EUTRは事業者にDDSの実施を義務づけ。

### (1) 商品の出荷に係る情報へのアクセスを提供する措置及び手続き

- 商品名（商標名、製品種別、一般樹種名、可能な場合学名）。
- 伐採国及び次に該当する場合はその情報。
  - 木材を伐採した地域名。
  - 伐採コンセッション。
- 数量（材積、重量または単位あたりの数）。
- 事業者に納品したサプライヤーの名称及び所在地
- 商品を納入した取引業者の名称及び所在地。
- 適用法を遵守した商品である事実を示す文書または文書以外の情報。

### (2) リスク評価手続き

事業者が違法伐採材が市場に出荷されるリスクを分析・評価するためのもの。

- (1)に掲げる事項の評価。
- 法令遵守が基準に含まれる認証制度その他第三者検証制度を含む法令遵守の保証。
- 特定樹種の違法伐採状況。
- 伐採国または国内で伐採した地域における違法伐採状況（武力紛争に係る事項を含む）。
- 国連安保理またはEC理事会が木材輸出入に課している制裁。
- 所管官庁が公布した公文書。
- 企業の方針または行動規範を示した文書。
- 産地国の「腐敗認識指数」(CPI) または同様の指標及び関連指標。

### (3) リスク低減手続き

効果的にリスクを最小限にとどめるための適切かつ適當な措置及び手続きが盛り込まれたもの。

【例】

- 森林認証製品を選択。
- リスクの存在または存在の可能性がある物品を取り扱わない。

## 5. リスクベースアプローチ検査



### (1) リスクベースアプローチ検査とは

リスクの存在または存在の可能性がある物品を対象とする検査  
(全数検査ではない)。

- 実施主体：管轄官庁
- 検査対象：事業者

### (2) 検査方法（事業者の義務及びDDS履行に係る規定の遵守を確認）

#### ①検査対象物品の特定

##### ■ 特定の情報がある物品

- 国連、欧州委員会及び管轄官庁間会議で問題とされた物品  
(例：モンゴリアンオーク、ミャンマー産チーク)。
- 違法性が明らかになった物品。

##### ■ リスクの可能性がある物品

- 管轄官庁が調査した結果、高いリスクの存在が疑われる物品  
(フィンランドの例：中国産複合製品)。

#### ②検査の実施

- 期間を定めた検査計画を作成(年間／半年／四半期)  
事件性がある事案については隨時検査を実施。
- 事業者検査を実施(電話による検査、必要に応じて実地検査)。

## 6. EU TR導入のための法整備の概要



### (1) EU TRが加盟国に要求している事項

- 管轄官庁の設置。
- 効果的で均衡がとれ、抑止力がある罰則の設置。
  - 監視団体を欧州委員会とともに承認。
  - 欧州委員会にEU TRの適用状況を報告(隔年)。
  - 罰則規定の施行及び改正の報告。

### (2) 法令整備の手法の事例

- 新法制定+関連法令の改正
- 連邦法で新法制定⇒州法で新法制定または法令改正
- EU TR実施の官報告示+監督官庁の指定+関連法令改正

### (3) その他

- 調査対象国では、事業者の負担を軽減するために、国内法を遵守して生産した国産材については「合法」とみなす。

### (3) 罰則規定（フィンランドの事例）

#### ①違法伐採材輸入により適用される罰則

次のいずれかで、罰則が厳しいものを適用する。

- EUTR違反は、刑法の「木材犯罪」に適用する罰金または6ヶ月以下の懲役。
- 輸出入に係るEU規則違反または森林及び自然保護法関連法令違反には、罰金または2年以下の懲役。

#### ②罰則適用対象

- 1) 「故意の」違法行為及び森林法の伐採関連規定への意図的違反行為。

- 森林法又は自然保護法が定める伐採禁止地域での伐採を行った場合。
- 原産地情報の入手努力を怠った場合。
- 合法性を示す書類の偽造を認識しながら放置した場合。
- 違法木材の認識がありながら流通または取引をした場合。

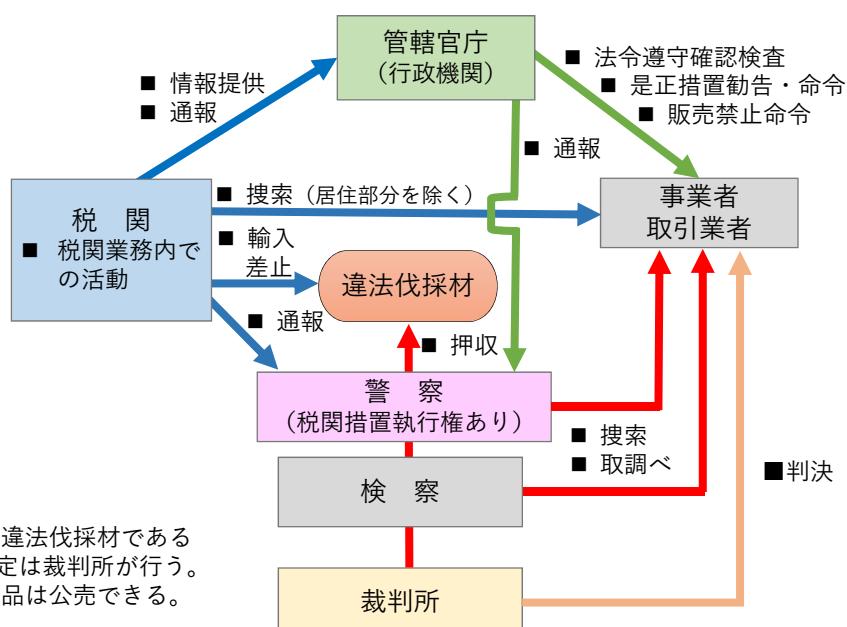
- 2) 「故意の」 DDS履行義務違反（「故意」の判断基準は刑法に規定。）

- 流通禁止措置への違反又は未遂。
- DDS未設定。
- DDSの重大な不備（リスク評価及びリスク低減並びに原産地国情報入手の体制未整備）。

- 3) トレーサビリティ義務違反

- 取引業者（Trader）が供給先の情報を故意に破棄した場合。  
※トレーサビリティ情報に係る軽微な不備は故意とみなさない。

## 7. 違反行為に係る関係官庁の権限（フィンランドの事例）



## 8. EUTR国内実施のための法の整備（主要法令）



制定・改正した主な法令	
スウェーデン	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 木材・木材製品の貿易に関する法律 (Lag (2014: 1009) om handel med timmer och trvaror) (2014年8月1日施行) EUTRをスウェーデンで実施するために制定。罰則規定を含む。</li> </ul>
フィンランド	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 木材及び木材製品の市場への投入に関する法律 (Valtioneuvoston asetus geodeettisesta laitoksesta annetun valtioneuvoston asetuksen muuttamisesta) 制定 (2014年1月1日施行) EUTRをフィンランドで実施するために制定。罰則規定を含む。</li> <li>■ 刑法 (Rikoslaki) 改正 (2014年1月1日施行) EUTRが要求する効果的で均衡がとれ、抑止力がある罰則規則を導入するための改正。</li> <li>■ 森林法改正 ■ 強制措置法改正 ■ 木材検量法改正</li> </ul>



制定・改正した主な法令	
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 違法に伐採された木材の商取引を防止するための法律 (木材流通一保安法) (Bundesgesetz gegen den Handel des illegal geschlagenen Holzes, HolzSiG) (2011年7月制定)</li> <li>■ 木材流通一保安法に関する一般行政規則 (Allgemeine Verwaltungsvorschrift zum Holzhandels-Sicherungs-Gesetz, HolzSiGVwV) (2013年11月制定) ドイツ国内で生産された木材と木材製品が対象。</li> </ul>
オランダ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ EUTRを実施する決定 (Besluit uitvoering Europese houtverordening (Decision 671 (2012) of 7 December 2012) ) (2012年12月7日施行) 2010年EU規則No 995及び2012年EU実施規則No 607の実施並びに管轄官庁の指定。</li> <li>■ 経済犯罪法 (Wet op de economische delicten) 罰則に係る規程。</li> </ul>
英国	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 木材及び木材製品 (市場投入) 規則2013 (Timber and Timber Products (Placing on the Market) Regulation 2013) EUTR導入のために制定。管轄官庁に権限を付与し罰則を規定。</li> <li>■ 英国木材調達基準 (UK Timber Procurement Policy (2013年) 中央政府及びサプライヤーが遵守すべき調達基準。</li> </ul>

## 調査対象国の管轄官庁による EU 木材規則の執行状況

IGES

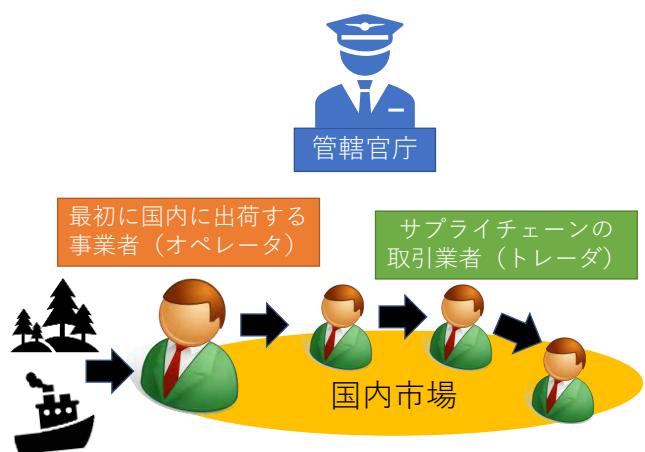
(公財) 地球環境戦略研究機関  
山ノ下 麻木乃



## 概要

EU木材規則の各国での実施における：

- 管轄官庁の役割
- 管轄官庁による検査の実際
  - 誰を対象に？
  - 何をどのように検査？



## 管轄官庁(Competent Authority、CA)の役割

- 管轄官庁は、事業者がEU木材規則に定められた義務を効果的に履行するよう監督する必要がある (EU木材規則7条・10条)
  - 適切な計画に従った事業者の検査の実施
  - 必要に応じて事業者に是正措置を義務付ける
  - 第三者からの根拠のある懸念などの関連情報を得た場合に検査を実施するよう努める

	管轄官庁	
	国産材	輸入材
スウェーデン	スウェーデン林野庁	
フィンランド	フィンランド食料庁	
ドイツ	連邦州がそれぞれ設置	ドイツ連邦農業食料機関
イギリス	英国製品安全・基準局	
オランダ	オランダ食料消費者製品安全部	

(UNEP-WCMC 2019)

## 管轄官庁の役割

- EU木材規則で定められた「違法木材の市場への出荷禁止」を監督する
  - 木材を最初に国内市場に出荷する事業者（オペレータ）：
    - 違法木材が出荷されないように適切な措置を講じる (=デューデリジェンスシステム (DDS)を持つこと)
    - DDSを通じて、違法木材を流通させるリスクを最低限に抑えるよう注意を払う
  - サプライチェーンの取引業者（トレーダ）
    - 木材のトレーサビリティを確保するために、サプライヤーやバイヤーに関する基本情報を提供する義務を負う

- 各国はEU木材規則に対応するための法制度を整備し、監督体制や罰則等を定めている
  - 是正措置の通知、行政処分（罰金等）、起訴、商品の押収、懲役など
  - 罰金額は各国様々
    - 最高額50,000ユーロ（行政処分による罰金、ドイツ）
    - 収入、事業収益に応じた金額（フィンランド・スウェーデン）
    - 是正の通知を受けた企業名とその理由を公開（イギリス）



## リスクベースのアプローチの検査 (検査対象の選択方法)

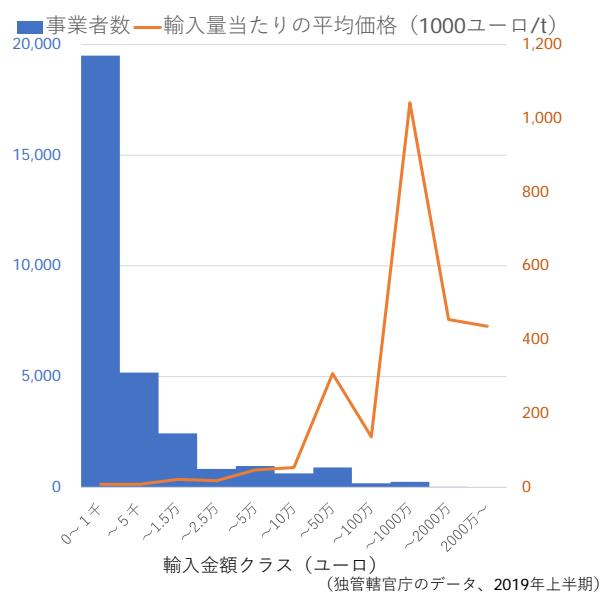
- EU木材規則は、効率的・効果的に検査を実施することを重視し、リスクベースのアプローチで監督することを求めている
- 各国の管轄官庁は、様々な違法な木材のリスク要因を考慮し、リスクが高い事業者（荷口）に焦点を当てて検査を実施
  - 輸入量
  - 製品の価格
  - 原産国
  - 製品の種類

リスクベースのアプローチを実施するためには：

- 各国の管轄官庁がリスク情報を把握し、何をリスクとみなすか基準を持つ必要がある
  - 欧州委員会公開のガイダンス、国別情報
  - NGOの情報（報告書・TREE meeting）
  - EU各国の管轄官庁が集まる会合（2ヶ月に1度）
    - これにより各国の基準の整合性が高まる
- 税関からデータ入手できることでこのアプローチの実施が可能になる
  - EUのほとんどの国で管轄官庁と税関が協力
  - 荷口を特定した検査が可能
- 定期的にターゲット国等を決めて検査を実施
  - CAが事前に勉強できる

## 税関情報で明らかになったこと（ドイツの例）

- 税関協力体制が未整備時は、事業者に登録を募り、そこからランダムに検査をしていた
  - 事業者登録数 = 1,000社、税関情報により事業者は約25,000社（個人を含む）であることが明らかに
- 輸入事業者総数の90%は個人を含む少額輸入（2.5万ユーロ以下）
- 1.4%の事業者（450社）が輸入総額の82%を取り扱っている
- 輸入額の大きい事業者は単価の高い製品を扱っている
  - 単価の高い製品はリスクも高いと想定される
  - 輸入額の大きい事業者はリスクの高い製品を扱っている可能性がある
- これらを考慮することで、効率的で効果的な監督・検査が可能になった
- 現状では、輸入事業者のうち輸入金額上位200社はすでに一度は検査を実施済



## 各国のリスクベースのアプローチ

調査国	検査対象の基準等
スウェーデン	輸入金額の大きさ。米国、カナダ、インドネシアを除き輸入額が200,000ユーロ以上の企業 (調査時) 毎年基準を更新
フィンランド	国産材：保護林、重要な野生生物生息地に隣接した林地での伐採 輸入材：リスクが高い国で生産・加工されたもの、特定の情報があるもの
ドイツ	輸入量が多い原産国のリストからリスク（腐敗認識指数（CPI）等による）を考慮し、ターゲット国を選択。輸入金額の大きいオペレータ優先。家具業界（調査時：EUTRの普及遅れているため） 毎年基準を更新
イギリス	リスクのある国・製品を選定し、取引量の多い事業者を選定。中国の合板、カメリーン、トルコ製家具（調査時） 過去の検査では正の通知を受けた等、遵守出来ていなかった事業者は再検査 半年ごとに基準を更新
オランダ	リスクのある国を選定し、その国からの輸入量・輸入金額の多い企業を選択（過去のターゲット国：スリナム、インド、ベトナム、ガボン、カメリーン、ブラジル、ウクライナ、ロシア、ミャンマー、中国） 毎年基準を更新

## 検査実績 (2017/12-2018/12)

	スウェーデン	フィンランド	ドイツ	イギリス	オランダ
国産材事業者数	880	350,000	2,000,000	不明	100
輸入材事業者数	4,500	2,000	25,000	6,000	4,900
国産材事業者の検査数	6 (6%)	報告なし	報告なし	0	0
輸入材事業者の検査数	27 (1%)	36 (2%)	226 (9%)	43 (1%)	76 (2%)
国産材取引業者検査数	0	-	-	0	-
輸入材取引業者検査数	-	-	-	0	-

(UNEP-WCMC 2018, UNEP-WCMC 2019)

- フィンランドの国産材生産を行っている事業者への法令遵守の確認は、森林法及びその関係法令で定める許認可を通じて実施
- ドイツの国産材事業者のDDS検査は、現行の森林関連法の遵守により「違法リスクが低い」ため特別な追加的検査を実施していない
- 取引業者の検査は行われていない（事業者が違法木材を市場に入れないことが重要）

## 事業者のデューデリジェンスシステム(DDS)の検査

EU木材規則の要求：

- 事業者は違法に伐採された木材が出荷されないように適切な措置を講じることが求められている
- 適切なDDSを構築して運用しているか？
  - 要求されるDDSの要素（情報収集・リスク評価・リスク低減）
  - 製品の輸入前にDDSを実施しているか？
  - 最低年一回、情報更新されているか？
- 管轄官庁はDDSの規則・手順・運用方法を書類検査や面談で確認

DDSの要素	管轄官庁の検査内容（ドイツの例）
情報	下記の情報を収集しているか？ 製品タイプ、樹種、伐採国、量、サプライヤーと取引業者の名称と住所、関連する法令等に適合していることを示す書類や情報
リスク評価	下記を分析し、リスクが無視できるかどうかを確認しているか？ 伐採国の違法伐採リスク、該当樹種の違法伐採リスク、原産国の武力紛争、木材輸出入に関する該当国に対する制裁措置の有無、サプライチェーンの複雑さ
リスク低減	リスクが無視できない場合、下記を実施しているか？ 独立した第三者機関の検証スキームの利用、独自の現地検証の実施、木材（樹種、伐採地（国レベルまたはコンセッションレベル、個体）の特定のために科学的手法の利用

## 事業者の違法な木材の出荷に関する検査

- DDSを通じて、各製品の「違法な木材であるリスクが無視できる（可能性が非常に小さい）」ことが確認されているか？

### 書類検査・面談で確認

検査対象の製品について、DDSで違法な木材であるリスクが小さいと確認した根拠を確認

- 書類検査・面談は調査対象5ヵ国すべてで導入
- 科学的な分析の活用頻度は各国様々、追加的な検査として必要に応じて実施されていることが多い
  - ドイツ・イギリスはサンプル採取をルーチンとして実施

### 科学的な分析

検査対象の製品から、サンプルを採取し、分析機関に科学的な分析を依頼：

- 木材組織による樹種同定
- 安定同位体による産地同定
- 遺伝学的な樹種・産地同定など

## 実際の検査の例

### ドイツの例

#### ① オンサイト検査

- ・ 1事業者あたり5つの荷口を税関データに基づき検査対象に決定
- ・ 2週間程度前に連絡、検査員が事業者を訪問、半日～2日かけて面談しDDSに関する書類を確認
- ・ 関連書類を持ち帰り、詳細を検査
- ・ 検査対象のうち2つの貨物からサンプルを採取し、チューネン研究所に科学的分析を依頼

#### ② デスクレビュー検査

- ・ 1事業者あたり2つの荷口を指定し、DDSに関するすべての書類の送付を依頼

### フィンランドの例

#### 電話でインタビュー検査

DDSの認識と文書及び記録の存在を確認する。

#### 実地検査

疑義が生じた場合、輸入業者を訪問し2時間半から4時間をかけて検査

- ・ リスクアセスメント・リスク低減を含むDDSに関する検査
- ・ デューデリジェンスのシステムとその手順を示す書類と記録の検査
- ・ 文書化したDDSの確認

## 実際のサンプル検査の例

### スウェーデンの例：

- ・ 採取するサンプルは家具や合板など、材料が複合された製品を重視
- ・ リスクが懸念される国からの製品を重視（中国、ロシア、ミャンマー、ベトナム他）

### ドイツの例：

- ・ サンプル採取による科学分析結果（2019年上半期）
  - ・ 採取した173サンプルのうち70%の申告は正確
  - ・ 製材：90%、合板：80%が正確
  - ・ 工芸品の60%、家具の40%、紙製品の60%は申告通りではなかった



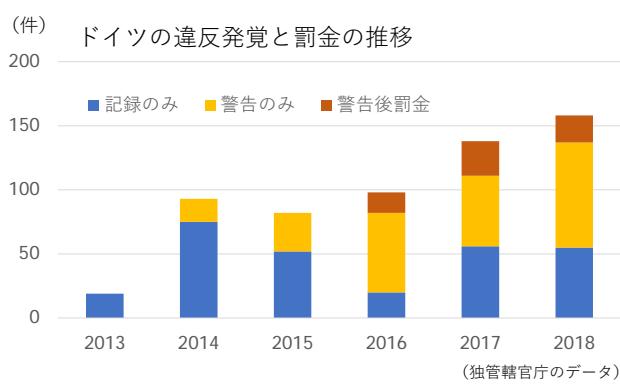
## 輸入材検査でのDDSに関する違反発覚の実績 ( 2017/12-2018/12 )

	スウェーデン	フィンランド	ドイツ	イギリス	オランダ
輸入事業者検査数	27	36	226	43	76
適切なDDSが未整備と判断された事業者数	22 (81%)	31 (86%)	128 (57%)	27 (62%)	20 (26%)
そのうち罰金の件数	0	4	59	0	0

(UNEP-WCMC 2018, UNEP-WCMC2019)

## 罰則の事例

- ドイツとイギリスでは、罰則を段階的に導入している。



### 重篤な違反の事例：

- 押収：コンゴ民主主義共和国からの木材の原産地証明偽造（ドイツ）
- 押収：ブラジル植林チークと申告されたテーブルが、安定同位体分析によりミャンマー産と発覚（オランダ）
- 返送：ミャンマーのチーク材（ドイツ）
- 罰金：ブラジル、ガボン、コンゴ共和国からの木材輸入事業者に対し、罰金を科した例あり（オランダ）

## その他の取組

### • EU管轄官庁間の情報交換

- ECのガイダンス、ブリーフィングノート
- EU管轄官庁会合（エキスパートグループミーティング）2か月に1回程度
- EU域内の第3国経由の木材の確認（例：スウェーデンからドイツの管轄官庁に検査済か問い合わせ）
- Nordic Baltic Group Meeting（アイスランド、ノルウェー、スウェーデン、フィンランド、デンマーク、リトアニア、ラトビア、エストニア）でCAの会合
- 他国と共同検査（例：オランダとデンマークとベルギー、ドイツとハンガリー）

### • 国際的な情報交換

- TREE meeting（世界の管轄官庁）
- NGOの会合

### • EU木材規則の普及（特に中小企業）が課題

- DDS等普及のセミナー開催（イギリス）
  - 管轄官庁には普及啓発の役割がない（ドイツ）
- ### • 検査した企業にアンケート（スウェーデン）
- 70%：調達ルートを変化させた
  - 90%：木材・紙製品を扱う上での事業者のリスク意識が高まった

## まとめ

- EU各国は、それぞれの木材生産・輸入の状況を考慮し、違法木材対策を行っている
  - 国内木材生産が少ない国では国産材について検査は行われていない
  - 国内木材生産が多い国（フィンランド・ドイツ）では、既存の森林関連の法制度を活用し対策を行っており、新たな検査等は導入していない
  - 輸入木材に対しては、管轄官庁が新しい検査体制を導入し対応
    - 調査対象5ヵ国では、輸入事業者に対する検査に焦点、取引業者の検査は未実施
    - 税関当局からの情報の活用したリスクベースのアプローチ
    - 書類検査・面談検査に加えて、科学的な分析を活用
- 管轄官庁間での情報交換は、検査実施に重要
  - リスクのある国、製品等について管轄官庁のネットワークで情報交換
- EU木材規則の普及が課題
  - DDSに関するセミナー開催等が必要と認識されており、実施している国もある

## 監視団体・ 業界団体・コンサルティング会社

**IGES**

(公財)地球環境戦略研究機関  
藤崎泰治



### アウトライン

1. デューデリジェンスシステム
2. 監視団体の役割と現状
3. 業界団体・コンサルティング会社の取組
4. まとめ

## 1. デューデリジェンスシステム(DDS)

事業者は、デューデリジェンス(DD)を実施するに当たって、①当該事業者が独自に開発したデューデリジェンスシステムの使用、または②欧州委員会が認定した監視団体(MO)が開発、提供するシステムの使用を選択できる

(EU木材規則第4条)

EU木材規則で定められたデューデリジェンスシステム(DDS)

情報への  
アクセス → リスク評価 → リスク低減

[www.iges.or.jp](http://www.iges.or.jp)

3

## 2. 監視団体(Monitoring Organization: MO)

### 役割:

- デューデリジェンスシステムを開発する
- 事業者にデューデリジェンスシステムを提供する
- 提供するデューデリジェンスシステムを利用する事業者がシステムを適切に使用しているかどうか確認する
- 繰り返しや重大な違反がある場合に管轄官庁に報告する

(EU木材規則第8条)

- 業務を遂行する上で利害関係のない民間企業や団体であり、EU木材規則に定められた要件に基づき欧州委員会が承認、登録する
- 13組織が監視団体として登録している（2019年11月時点）
- 監視団体は、その活動内容について所在する国の管轄官庁からの検査を受ける

[www.iges.or.jp](http://www.iges.or.jp)

4

## 監視団体(MO)の活用状況

調査対象国では、監視団体のサービスはあまり活用されていない

国	状況
スウェーデン	・ 管轄官庁はMOの活用状況を把握していない
フィンランド	・ フィンランド企業は自社で開発したDDSを使用しており、MOのDDSを利用している事例を聞いたことがない(フィンランド林産業協会)
ドイツ	・ ドイツ木材貿易産業協会が会員企業の支援として、子会社(GD Holz Service社)をMOとして登録し活動したが、現在はDDSのコンサルティング会社に転向している
オランダ	・ 約15社がMOを活用。一部の大企業はコンサルティング会社を利用 ・ オランダ木材貿易協会(VVNH)がMOとしてTimberCheckerを設立。しかし実際には、MOとして業務は行わず、DDSのフローチャートを会員事業者に提供
イギリス	・ 2機関がMO登録しているが、MOを活用している事業者は限られている ・ UK木材輸入連合が会員事業者にDDSを提供

## 背景と主な理由

- 監視団体のDDSを使用するという義務ではなく、事業者は独自に開発したDDSを使用できる
- 監視団体のDDSを使用し確認を受けても、管轄官庁の検査とは関係がない
- コストがかかる  
(例 Soil AssociationのMO業務手数料:約14万～70万円)
- 業界団体によるDDSのサービスの提供(イギリスなど)
- 事業者は、監視団体よりもコンサルティング会社のサービスを好む  
(例 NEPCon:監視団体として登録しているが、監視団体業務とは別にコンサルタントとしてDDS関連サービスを提供)
  - 分析、トレーニング、DDSの実施等
  - EU全体で2019年には約100社(特に大手企業)に対してコンサルтан  
トとしてサービスを提供(手数料:約14万～1000万円)

### 3. 業界団体・コンサルティング会社

いくつかの業界団体は直接または子会社(コンサルティング会社)を設立し、会員事業者のデューデリジェンス(DD)実施を支援している

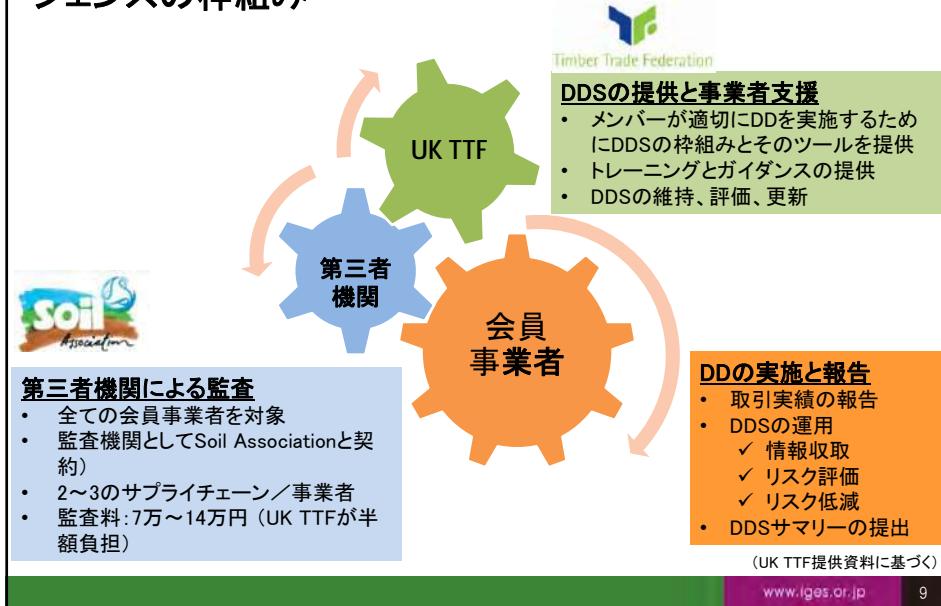
国	組織	会員企業	DD実施支援
イギリス	UK木材貿易連合(UK TTF)	<ul style="list-style-type: none"><li>300社(会員企業)内、事業者は65</li><li>メンバーの多くが中小企業</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>責任調達方針を策定しDDSを提供(会員事業者は義務)</li><li>会員事業者のDDS使用に対する第三者監査を導入</li><li>検査機関(樹種や産地同定)と連携構築</li></ul>
ドイツ	ドイツ木材貿易産業協会の子会社(GD Holz Service社)	<ul style="list-style-type: none"><li>900社(会員企業)</li><li>業界の60%程度</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>合法伐採木材使用に関する企業行動規範を定めることを義務化</li><li>MOとして登録し、同時にコンサルとして会員事業者に低価格でDDSを提供(会員事業者は、MOコースかコンサルコースを選ぶことが出来る)</li></ul>
オランダ	オランダ木材貿易協会(VVNH)の子会社(TimberCheker)	<ul style="list-style-type: none"><li>120社(会員企業)</li><li>製材と木質パネルの約65%</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>MOとして登録し、会員事業者にDDフローチャートを提供(義務ではない)</li></ul>
ベルギー	ベルギー織物・木材・家具事業者連盟(FEDUSTRIA)	<ul style="list-style-type: none"><li>会員企業の内、35社が木材輸入事業者</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>生産国(アフリカ諸国)の情報を収集して会員に提供</li><li>木材輸入に関する行動規範遵守を義務</li><li>他国の業界団体を通じた情報収集</li></ul>
EU	欧洲木材貿易連盟(ETTF)	<ul style="list-style-type: none"><li>11カ国の木材貿易協会をまとめる連合体</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>NEPConと協力してDDSマニュアルを開発、公開</li></ul>

### イギリス木材貿易連合(UK TTF)の取組

- EU木材規則に適合した責任調達方針(RPP)の策定と改善(会員は義務)
  - 会員事業者に対してDDS構築のガイドラインとツールを提供(企業は独自のDDSを使用していることになる)
  - 第三者による監査制度を採用
    - 2017年からSoil Associationが実施(MOとしてではない)
  - トレーニング(約年3回)を実施
  - 個別コンサルテーションを提供
- さらに
- 科学的検査を奨励(特に中国製合板)
    - 検査コストの半額を提供
    - 検査機関(Kew Gardens)と連携を図る(検査価格の交渉等)



## イギリス木材貿易連合(UK TTF)が構築したデューデリジェンスの枠組み



## イギリス木材貿易連合のDDS概要： プロセス、ツール、チェックリスト、質問表、報告書フォーマット

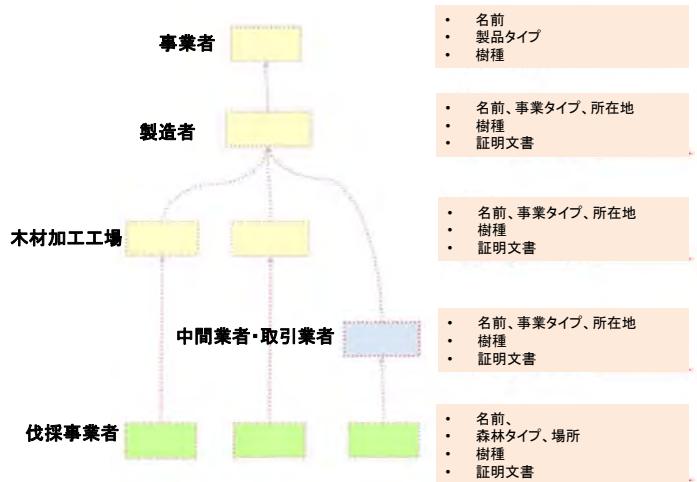
DDSのステップ	内容	提供するツール、チェックリスト等
1. 情報の収集	製品情報	サプライチェーン・マップ
	サプライチェーン・マッピング	サプライヤーへの質問表
2. リスク評価	国リスク評価	リスク評価と低減措置に関するチェックリスト
	樹種リスク評価	現地視察チェックリスト
	サプライチェーン・リスク評価	DDSサマリー報告書様式
3. リスク低減	特定したリスクに対するリスク低減措置を特定	
4. 発表・報告書作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>サマリー報告書の提出</li> <li>DDSのステップ、行動、発見、結果を説明</li> </ul>	
5. Soil Associationによる監査	<ul style="list-style-type: none"> <li>DDSの評価(デスクレビュー)</li> <li>UK TTFに結果を報告</li> </ul>	

(UK TTF 提供資料に基づく)

[www.iges.or.jp](http://www.iges.or.jp)

10

## DDSのツール例：証明文書で裏打ちしたサプライチェーン・マッピング



(UK TTF提供資料に基づく)

サプライチェーン中に特定できない部分がある場合、「無視できるリスク」とはみなされない

## イギリス木材貿易連合の経験と教訓

- 樹種虚偽、または産地国虚偽情報が多い
- 付き合いの長いサプライヤーは必ずしも信頼できるサプライヤーではない
- 事業者の認証に対する過度の依存／間違った利用
- 公的・証明文書入手はDDSの一部で、すべてではない
- 公的・証明文書は注意が必要
  - サプライヤーから提出された証明文書が必ずしも当該製品のものだとは限らない
  - 外国語の文書はノーチェック
- なぜ「無視できるリスク」と判断に至ったのか、リスクの把握と評価には経験・能力が必要
- DDSは進化を続ける(人権への焦点、科学的検査)

## GD Holz Service社

- ドイツ木材貿易産業協会(GD Holz)が設立した会社
- 監視団体(MO)として登録しているが、コンサルティング会社として DDSに関するサービスを提供(希望する会員を対象に別料金で提供)



- 2015年MOに認定、会員事業者(約75社)を中心にDDSを提供してきた
- 2019年から**MO業務は実質的にやめて、コンサルティングを提供**
  - コンサルティング会社としてDDSを提供(企業は独自のDDSを使用していることになる)、CAの検査のための対応支援、情報提供
  - MOとしての認定は継続するが(ネットワークは重要)、MOとしてサービスを提供する事業者数はゼロとして申請

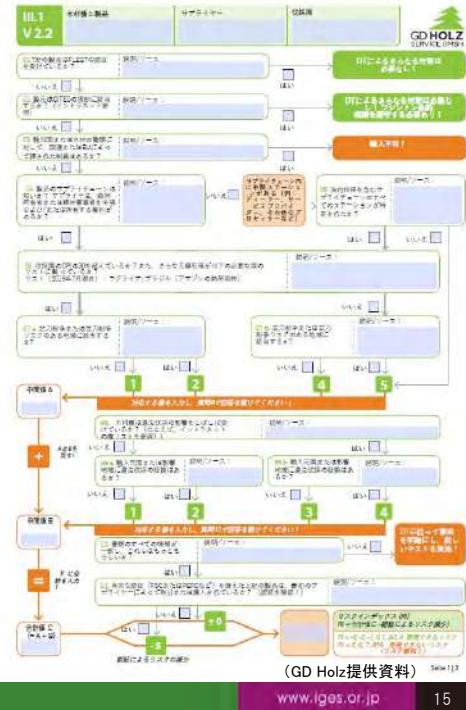
## GD Holzが提供しているDDS のステップ

DDSのステップ	内容
I. 準備	<ul style="list-style-type: none"><li>• DDSのマニュアル</li><li>• サプライヤーにEUTRに関する情報を提供するレター</li></ul>
II. 情報収集	<ul style="list-style-type: none"><li>• 収集すべき情報を示したフォーマットが用意されており、事業者は情報を記入する<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 「サプライヤーと製品に関するフォーマット」</li><li>✓ 「サプライチェーンに関するフォーマット」</li><li>✓ 収集した文書の一覧表</li></ul></li></ul>
III. リスク評価	<ul style="list-style-type: none"><li>• 「リスク評価のフローチャート」をシステムに組み入れている</li></ul>
IV. リスク低減	<ul style="list-style-type: none"><li>• 「サプライヤー訪問報告書フォーム」(現地訪問で確認すべき事項のリスト)</li><li>• 「合法性アサインメントフォーム」(サプライヤーの合法性の宣誓書、合法性を証明する書類とはみなされない)</li></ul>
V. 結論	<ul style="list-style-type: none"><li>• 「結論フォーム」結論の概要</li><li>• 「輸入貨物リスト」</li><li>• 「適合確認書フォーム」DDS使用を証明</li><li>• 「GHDHolzのコンサルティングの確認書フォーム」(顧客用)</li></ul>

## リスク評価のフローチャート

## 考慮する事項

1. FLEGT 認証
  2. ワシントン条約
  3. 生産措置の対象
  4. サプライチェーンの長さ
  5. サプライチェーンにおけるすべての段階の特定
  6. 腐敗リスク:CPI(30 以上か否か)など
  7. 公的文書
  8. 武力紛争／戦争
  9. 樹種の違法性リスク
  10. 供給国もしくは伐採地域の違法伐採リスク
  11. 森林認証



## GD Holz Service社がコンサルティング会社として 提供している情報

- EU木材規則をどう解釈するべきか、何がOKなのか(顧客からの管轄官庁の検査結果の情報を分析)
  - サプライヤーと原産国との情報を収集し、国のプロフィールを作成し提供する
  - EU木材規則は、どの情報に基づいて判断するべきか、どのように判断すべきかを述べていないので、それを企業にアドバイスしている
  - 管轄官庁が「リスクが少ない」と判断する情報はどういうものなのかをアドバイス
    - 現地調査(=自己判断)に対して管轄官庁(ドイツ)は厳しくなっている
      - ✓ これからは第三者機関の使用が求められる可能性がある
      - ✓ 現状、企業が自力で対処できる唯一の方法、企業にとっても現地の状況を知ることは有益
      - ✓ 何を調査してくるべきかを明確にしたフォーマットの提供(伐採地も確認する、など)を行っている

## 4. まとめ

### ■ 事業者のDDを支援する組織の重要性:

- 事業者(特に中小企業)がDDSを独自に構築し、情報を収集、リスクを十分に把握するのには困難が伴う
- リスク評価には経験、能力が必要
- 検査経験、社会基準、技術開発状況に伴いDDSは改善する必要がある
  - ✓ DDSとツールの提供
  - ✓ トレーニングの提供
  - ✓ 生産国の情報を提供
  - ✓ EU木材規則をどう解釈するべきか、何がOKなのかアドバイスを提供

### ■ 業界団体の役割と意義

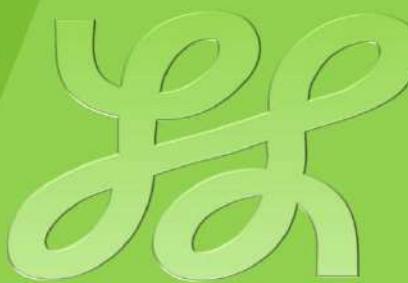
- 会員事業者のニーズを把握
- 特に中小企業が単独で行えない取組を力バー
- 政府の要求と事業者の状況を反映したDDSを提供
- DD実施のコスト削減
- 業界全体の評判の向上

## 事業者の取組① スウェーデン、フィンランドの事例

「クリーンウッド」利用推進事業のうち

追加的措置の先進事例収集事業

報告会



IGES

JLRA

Japan Lumber Inspection & Research Association

一般社団法人  
日本森林技術協会  
藤井 創一郎

1



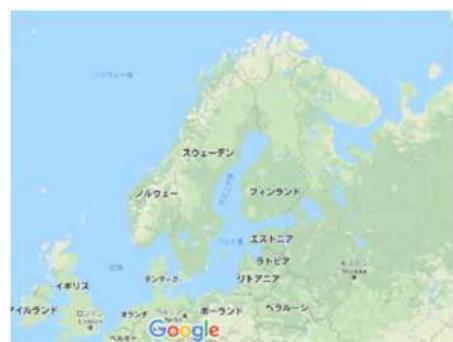
### 調査対象の概要

#### ▶ 調査対象企業

対象国	調査対象企業の概要
スウェーデン	A社:木製家具のグローバル企業 B社:主に国有林を管理する国営企業。子会社を通じて木材輸入も手掛ける。
フィンランド	林産業関係業務団体および主要林産企業3社

※調査対象企業は全てオペレータ(輸入事業者)

- ▶ 国内での生産量が多い木材生産国
- ▶ 木材の輸入は主に大企業が行い、EU内およびロシアからの輸入が多い



地図データ ©2020 Google

2



## DDSの概要

- 各社で共通の方針：行動規範・調達基準にDDSの内容を組み込む。
- » ISO9000及び14001、森林認証スキーム（FSC、PEFC）を活用。
  - » EUTR対応のために一から基準を構築するのではなく、既に使用している行動規範・調達基準内に組み込むことで効率的に対応。

上位規程

下位規程

### ISO9000及びISO14001

#### 【行動規範】

- 人権尊重
- 安全衛生
- 雇用均等
- 差別排除・機会均等
- ハラスメント排除と禁止行為
- プライバシー尊重と守秘義務
- 利益相反の回避
- 贈収賄禁止
- 腐敗防止
- 慎重な経理とマネーロンダリング防止
- 取引コンプライアンス
- 公正な競争
- 環境の尊重
- 製品安全性（出所が明確な原料の使用、追跡可能性保証）

#### 【調達基準】

- 供給者の一般的義務
- 発注、変更及び契約解除
- 輸送
- 遅延
- 価格、支払条件及び請求
- 保証
- 知的財産
- 補償
- 不可抗力
- 漏洩防止
- 雑則
- 法令遵守及び紛争解決

### ※箇条書きの内容は参考事例。

#### 【サプライヤーの行動規範・宣言書】

- 管理体制（法令遵守を含む）
- 人権及び労働者の権利
  - 人権
  - 労働者の基本的権利
  - 賃金及び労働時間
- 労働安全衛生
- 環境影響
- 企業責任
  - 独占禁止及び不正競争禁止に係る法令の遵守
  - 利益相反防止
  - 安全性・品質確保の規定にバイヤーの規定を適用
  - 贈収賄禁止
- 行動規範違反の報告

図 ISO9000及びISO14001を組み込んだ企業の行動規範・調達基準例

3



## DDSの概要

- サプライヤーにも自社の行動規範・調達基準の遵守を求めることが多い。

### 【スウェーデンA社の行動規範・調達基準の例】

- » 限られた樹種のみ調達し、原産地が特定できること、及び以下の最低要求事項を満たすこと。
  - 違法に伐採された材でないこと
  - 森林に関する社会的紛争や対立が生じている森林からの材でないこと
  - 地理的に保護に高い価値があると認められた森林または原生林からの材でないこと（ただし、別途認められたシステムで認証された森林を除く）
  - 熱帯および亜熱帯地域において、天然林から人工林や他の土地利用に転換された森林からの材でないこと
  - 遺伝子組み換えされた種の人工林からの材でないこと。
- FSC森林認証の管理木材基準を応用
- » サプライヤーとの契約時に、行動規範・調達基準の遵守について誓約してもらう。DDSを構築するか、安全な調達先を確保するか選択し、計画の提出を求める。

4



## 情報収集

- サプライヤーからの情報収集は独自システムによって効率的に取得

【情報収集システムの事例】

- » ロシアの木材サプライヤーに対する評価システムを共同開発・運用（フィンランド企業3社）
- » 各種情報を格納した木材原産地ファイルを作成し、木材と合わせて納品（スウェーデンB社）
- » 4ヶ月ごとに木材の供給情報をサプライヤーがオンラインシステム上で報告（スウェーデンA社）
  - 樹種（一般名・学名）、伐採地域、数量、商品タイプ、サブサプライヤータイプ（サプライチェーンの複雑性を把握するため。伐採業者か、トレーダーか等）

Item	Subsupplier name	FSC CoC Code	Subsupplier type	Material type	Species	Common and latin name	Country	Region
1	SGS-COC-008709	Processing company	Components	Birch	European(Silver) Birch/Betula pendula	Lithuania	East(Vilnius, Utena)	
2	SGS-COC-008709	Processing company	Components	Birch	European(Silver) Birch/Betula pendula	Lithuania	North(Panevezys, Siulai)	
3	SGS-COC-008709	Processing company	Components	Birch	European(Silver) Birch/Betula pendula	Lithuania	South(Kaunas, Marijampole, Alytus)	
	SGS-	-			European(Silver)			

図 スウェーデンA社 オンラインシステム(A社提供資料)

5



## リスク評価

- リスク評価は様々な情報源から

» 例) WWF、NEPCon、グリーンピース等のNGO、各国政府の情報、サプライヤーの実績

- チェックリストにより評価基準を構築（スウェーデンB社）

- オンラインシステム上にリスク評価機能を実装（スウェーデンA社）



図 スウェーデンA社 オンラインシステム(A社提供資料)

6



## リスク低減事例

### 1. 書類・現地監査等によるリスク低減

- » 全てのサプライヤーに対し、少なくとも2年に1度書類監査を実施（スウェーデンA社）
  - 木材取引にかかるすべての書類を収集し、情報の正確性、信頼性、可用性をチェック
  - 木材をハイリスクな地域から仕入れているサプライヤーは、リスク低減措置をどう実施したか示す必要がある
- » 特にハイリスクなサプライチェーンでは現地監査を実施（スウェーデンA社・B社）
  - 工場や伐採現場への訪問、従業員へのインタビューを行う。

### 2. 信頼できるサプライヤーのみと取引（フィンランド各社・スウェーデンB社）

- » サプライヤーの法令遵守実績・リスク管理体制を評価し、信頼できるサプライヤーのみと取引。
- » 管理体制が整っていない地域からの木材は扱わない。
  - ロシアとの取引は低リスクで管理が容易と判断している西部地域のみ、等
- » リスクが低減できない場合、サプライヤーの変更・産地転換も検討

### 3. 森林認証材の積極的利用によるリスク低減（全社共通）

- » 扱う木材の80%～100%を森林認証材とする企業もある
  - 全ての現場をチェックすることは不可能なので、認証林からの供給率を高めることで代替
  - 合法性確認の補助作業の外部委託（アウトソーシング）としての森林認証の活用

7



## 参考：スウェーデンB社におけるDDSの流れ

### リスク評価のための文書収集

### 情報の信頼性 チェック

### 木材違法伐採の指標 チェック

### リスク低減措置

#### リスク評価の基礎文書

- サプライヤー評価
- サプライヤーによるEUTRに関する署名付きの誓約書
- 証明書と監査レポート
- 過去の取引情報
- 木材原産地ファイル
  - ✓ 契約条件（立木売買、コンセッション、国家契約）
  - ✓ 木材トレーダーの情報
  - ✓ 森林開発計画（伐採期間を記載）
  - ✓ 伐採地の座標
  - ✓ FM/CoC認証書類
  - ✓ 取引者
  - ✓ 荷降ろし場所/荷積み場所
  - ✓ 伐採量
  - ✓ 船に積まれた量
  - ✓ 植物検疫証明書

#### チェックリストを参照 (サプライヤー毎に評価)

- 現地監査
- サプライヤーに対する指導 等

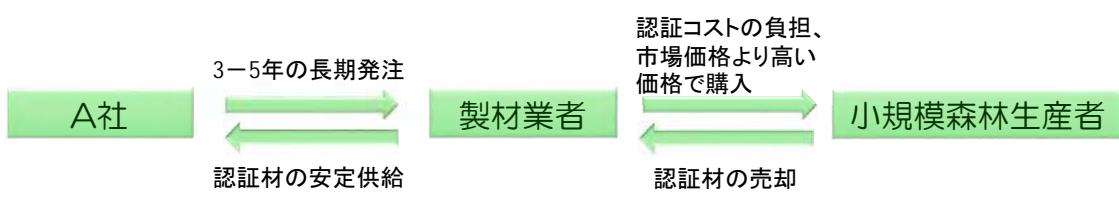
※B社提供資料を仮訳

8

## その他の取り組み

- EUTRの最低基準を満たすのみではなく、 $+ \alpha$ での取り組みも  
【スウェーデンA社の事例】

- » 研究機関等と協働して木材の原産地に関するデータベースを構築中。
  - ① 解剖分析（顕微鏡）：属種レベルを同定可（例：Quercus spp.）
  - ② DNA分析：種レベル（例：Quercus mongolica）・広域レベルの原産地
  - ③ アイソトープ（安定同位体）分析：半径10km程度の原産地
- » 認証材の供給力を高めるため、WWFやFSC等と協力し、中小規模生産者のcapacity buildingプロジェクトを実施。
  - ロシア・中国でセミナーやトレーニングセッションを開催。認証取得をサポート。
  - ベトナムでは、A社・ベトナム製材業者・小規模森林生産者間の連携モデルを構築。



9

## まとめ

- スウェーデン・フィンランドにおける企業の取り組み
- » 行動規範・調達基準にDDSの内容を組み込んで対応。
  - » 情報収集は自社でシステムを構築し効率的に実施。
  - » 様々な情報源からリスク評価。
  - » 主なリスク低減手法
    - 書類・現地監査、信頼できるサプライヤーのみからの調達、森林認証材の利用
- 日本の企業にとって参考となる事項
- » 調達の一連の流れに情報収集を組み込むことで効率的に実施
  - » リスク評価の情報源を確保（※主に英語のため、業界団体等による日本語での情報提供が期待される）
  - » 様々な手法を組み合わせ、ローコストで効果的なリスク低減
    - 現地監査の代替としての認証材利用、サプライヤーの選定と誓約
    - ただし、認証材ならOKというわけではなく、DDSの一連のプロセス実施は必要

10

## 事業者の取組②

### ドイツ、イギリス、オランダ、ベルギー

本報告資料の内容は令和2年2月時点のものであり、最終成果品としての内容には変更が生じる可能性がありますことをご了承ください。

**IGES**

鮫島弘光  
(公財)地球環境戦略研究機関



事業者(オペレーター)に対するヒアリング調査  
2019年9-10月に実施  
イギリス、ドイツ、オランダ、ベルギーの9社を訪問



## アウトライン

- 調査対象事業者の概要
- デューデリジェンスの体制の例
- デューデリジェンスの具体的な取組の例
- 参考情報：事業者が感じるEUTR実施の影響

## 9社のEU域外からの主な輸入品

事業者	主な輸入品
ドイツA	ロシア、北米、中米、中国からの丸太、製材品など
ドイツB	ロシア、ウクライナ、北米、ブラジル、インドネシア、マレーシア産の製材品、加工品
イギリスA	中国からのEU産オーク加工品(床材)、北米、アフリカ、ブラジル産製材品
イギリスB	ロシア産シラカバ合板・製材品、アフリカ産製材品
イギリスC	アフリカ産製材品、インドネシア家具
オランダA	ロシア、北米、アフリカ、インドネシア、マレーシア、南米、中国からの製材品
オランダB	中国からのEU産オーク加工品(床材)
オランダC	ウクライナ産オークの床材
ベルギーA	ロシア、北米、アフリカ、南米、インドネシア、マレーシア産製材品

## 9社の各国の管轄官庁(CA)による検査経験

事業者	検査回数
ドイツA	2回 検査対象荷口数:ロシア:3、ウクライナ:1、ホンジュラス:1 樹種をDNA同定するためのサンプリングも実施された 罰金350ユーロを支払ったことがある
ドイツB	複数回 樹種をDNA同定するためのサンプリングも実施された 特に問題の指摘は受けなかった
イギリスA	2回
イギリスB	2回
イギリスC	2回 検査対象:カメリーン材
オランダA	1回(3-4年前)
オランダB	0回
オランダC	0回
ベルギーA	複数回 管轄官庁からの指示により、ミャンマーチークの輸入停止

## デューデリジェンス(DD)の体制構築の例

## ①専門的なDD担当部門を設置

- DDはホールディングス(9社で構成)レベルで実施。担当者は認証会社(SGS社)から転職(オランダA社)
- DDは環境コンプライアンス部門が担当(調達部門とは独立し、同等の権限を持つ)。DD専門家とアフリカ諸国の林業の詳しい人材を雇用(イギリスA社)
- EU域内の他国にも子会社があるが、各国で検査方法・基準等が違うため、域外からの輸入は全てドイツ本社経由に変更し、一括して管理(ドイツA社)

## ②社内にDD支援体制を構築

- 財務・認証担当者がDDを担当+3か月ごとにロシアを訪問する営業担当10人が必要な情報を収集(イギリスB社)
- DD専属担当者+営業担当が情報・文書収集を協力(イギリスC社)

## ③サプライヤー所在国においてDD確認体制を構築

- ブラジルに駐在員を置き、合法性の確認をさせる(ベルギーA社)
- 集材を行っているウクライナの支社が合法性を確認(オランダC社)
- 現地(大連)に駐在を置き、サプライヤーを監視(オランダB社)

## ④外部の検査会社の活用

- アフリカの非認証材について、外部の検査会社に年1回合法性の確認をさせる(ベルギーA社)

## デューデリジェンス(DD)の具体的な取組例

- 1) 情報収集
- 2) リスク評価
- 3) リスク低減

調査対象9社は全て、監視団体(MO)は利用せず、業界団体ないし自社で構築したデューデリジェンスシステム(DDS)を用いていた

### ①サプライヤーごとの評価＋荷口ごとの評価

#### ドイツB社

- サプライヤーへDDSについて説明し、契約の際に「協力合意書」を提出させる
  - 虚偽の判明の場合は取引停止、責任(罰金負担)の明確化
- 製品の注文前にサプライヤーから「製品データシート」を提出させる
  - 製品の樹種、伐採されたコンセッション、サプライチェーン、森林認証などの情報
- 「協力合意書」と「製品データシート」は、「内部リスクアセスメント」フォームを使用して分析し、取引の可否を判断
- 経験のある担当者が最終的に判断
- 年一回契約更新のタイミングでDDを繰り返す

### オランダA社

- サプライヤーとの契約の際に、EUTRの遵守、必要に応じて追加情報(森林管理計画など)を提供するという書面にサインを求める
- 取引の際に、インボイスや各国からの許可証を提出させ、確認
- 伐採コンセッション、加工工場、運送業者などの情報を年1回収集

### ベルギーA社

- 2ヶ月ごとの社内会議でサプライヤーごとに合法性を評価。基準に満たなければ取引停止

## ②サプライチェーン全体で合法性を確保

- EU域外の製材事業者と、中間業者を介さず、直接取引し、伐採地までのサプライチェーンを把握(イギリスA社、イギリスC社、オランダA社)
- サプライヤーに合法性の疑わしい伐採許可書による木材の使用を止めさせる(イギリスC社)

### オランダB社(欧洲オーク材を中国で加工した床材を輸入)

- 以前は中国国内の木材市場などから調達していたが、現在は5社の製材事業者からの直接調達に限定
- 駐在(大連)が、サプライヤーの自社向けの製品の原材料入荷量を把握。製品はグレードにかかわらず全て購入し、入荷量・出荷量の齟齬がないか確認
- 原材料の調達先(欧洲)からのインボイス、伐採許可などの書類などのコピーをサプライヤーに提出させる

### オランダC社(ウクライナ産欧州オークの床材を輸入)

- ウクライナ支社が、ウクライナ国内のサプライヤー(製材工場)に合法材である旨の誓約書サインを求める。
- ウクライナ支社が、サプライヤーから集めた伐採許可書類を、ウクライナ政府の森林イノベーション・分析センター(LIAC)に依頼して確認を受ける
- ウクライナからの輸出の際はウクライナ森林局からの原産地証明を合法性の根拠としている
- 中国のサプライヤーに対し、NEPConのDDトレーニングを提供  
(イギリスA社)

[www.iges.or.jp](http://www.iges.or.jp)

13

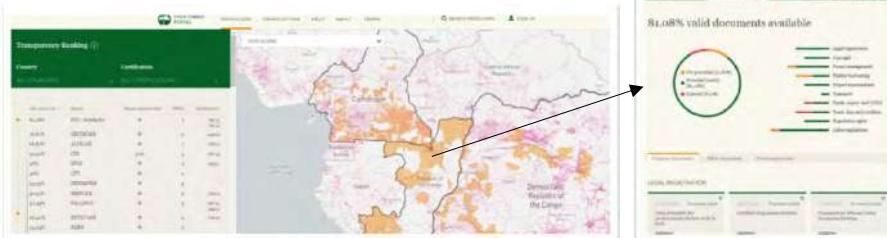
### ③サプライヤーから提供される情報の評価のための外部情報の活用

- NEPCon Sourcing Hub(イギリスB社、オランダA社、ベルギーA社)
- 他のNGOのレポート(イギリスB社、オランダA社)
- Open Timber Portal:伐採事業者の情報プラットフォーム  
WRIが構築。カメリーン、コンゴ共和国、  
コンゴ民主共和国政府などが協力  
(イギリスC社、ベルギーA社)

- 伐採事業者が提供する情報
- 各種許可証
  - 森林認証

Open Timber Portal

伐採事業者のリストと  
コンセッションの位置



[www.iges.or.jp](http://www.iges.or.jp)

14

## ④DNA、安定同位体の分析による樹種、産地の確認

### ドイツB社

- 木材サンプルをチューネン研究所に送ってDNA樹種同定

### イギリスA社(欧洲オーク材を加工したフローリング)

- 安定同位体分析による産地同定を継続実施(毎年10サンプル)  
→検査の実施を中国サプライヤーにも通知

## まとめ:EUTRに対応した事業者

### 1. デューデリジェンスの体制構築の例

- ①専門的なDD担当部門を設置
- ②社内にDD支援体制を構築
- ③サプライヤー所在国においてDD確認体制を構築
- ④外部の検査会社の活用

### 2. デューデリジェンスの具体的な取組の例

- ①サプライヤーごとの評価+荷口ごとの評価
- ②サプライチェーン全体で合法性を確保
- ③サプライヤーから提供される情報の評価のための外部情報の活用
- ④DNA、安定同位体の分析による樹種、産地の確認

## 参考情報：事業者が感じるEUTR実施の影響

### ①木材のサプライチェーンの変化

- DDIによって、サプライヤーが優良なものに絞られ、信頼に基づく長期的な取引が行えるようになった（ドイツB社、ベルギーA社）
  - DDIによってリスク懸念国から確実に合法な木材を仕入れができる事業者にビジネス上の優位性が生まれた
    - イギリスの事業者がブラジル材の直接輸入をやめ、ブラジルに駐在を置くベルギーA社が輸入したものを取り扱う（トレーダー）として購入するようになった
- 一方、
- EUの中でも監督官庁による検査が厳しい国への直接輸入が避けられるようになった（ドイツA社、ベルギーA社）
    - ウクライナからドイツへの直接輸入が減り、ポーランド経由の輸入増加
    - 対策としてEU加盟国間の連携  
(例)オランダの事業者がチェコ経由で輸入したミャンマーチークの摘発

### ②海外のサプライヤーの合法性情報のニーズが高まる

- VPA締結国（＝インドネシア）以外からの輸入については、自社でDDを行わなければならない  
→どのサプライヤーが低リスクかという情報が欲しい（オランダB社、ベルギーA社）
  - サプライヤーのDDを日本を含めた複数の事業者で共同で行えるとよい（オランダB社、ベルギーA社）
  - 海外のサプライヤーがもっと森林認証をとってほしい。欧州委員会などがそのための支援をしてあげてほしい（ベルギーA社）

### ③熱帯広葉樹材の代替材の開発

- 野外で使用可能な木材として使われてきた熱帯材の入手が困難になってきたため、代替品としてアセチル化技術を使った木材を薦めており、技術の発展につながる（ドイツB社）

